

# 飲用水検査申し込み要領 [簡易検査]

岩手県釜石保健所

## ★ はじめに

水道法では現在、52項目の「水質基準」が定められており、井戸水等であっても、飲用する場合はその水質基準を満たすべきものと考えられます。

保健所では飲用水の水質検査を行っておりますが、そのうち飲用水簡易検査の内容は糞便性汚染の指標となる項目など下表の14項目です。

なお、この検査は、人が飲むことを目的とした水のみを対象としています。しょっぱい、おかしい臭いがする、濁りがあるなど明らかに異常があるものは検査するまでもなく不適となりますので窓口でご相談いただき、検査手数料が無駄にならないようご注意ください。

検査種類	検査項目
化学検査 (簡易検査)	色度 濁度 臭気 味 pH値 亜硝酸態窒素 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 塩化物イオン 有機物(TOC) ※外観 ※アンモニア態窒素 ※残留塩素 (※印は参考項目)
細菌検査	一般細菌 大腸菌

## ★ 令和8年度の検査日(受付時間:午前9:00~11:30)

月	実施日	月	実施日	月	実施日	月	実施日
4月	6・20	7月	6・13	10月	5・19	1月	4・18
5月	11・25	8月	3・24	11月	9・16	2月	1・15
6月	8・22	9月	7・28	12月	7・14	3月	1・8

## ★ 採水方法

検査依頼日当日、蛇口から1~2分水を流した後に採水してください。なお、蛇口にホース・ろ過器がついている場合は、これらに起因して細菌が検出されることがありますので、取り外して採水してください。また、「濁りのある水」「色のついた水」「沈殿物や浮遊物(ごみ)のある水」は、水質基準不適合となりますので、濁りなどがおさまるまでよく水を流し、水質が安定してから採水してください。

		瓶の種類	採水上の注意事項
化学 検査用	①	900 mL ガラス瓶 (一番大きい瓶)	・検査する水で中を3回以上すすいでから、満杯に入れてください。
	②	40mL ガラス瓶 (白キャップの細長い瓶)	
	③	100mL ポリ瓶	・薬品が入っていますので、 <u>すすがず、あふれさせないようにゆっくりそそいで肩口以上まで入れてください。</u>
細菌 検査用	④	250mL ポリ瓶 (滅菌瓶)	・薬品が入っていますので、 <u>すすがずに、瓶の肩口まで</u> 採水してください。 ・瓶の口・ふたの内側に手が触れないようにしてください。

別紙のラベルを切り取って氏名を記入し、全ての瓶にセロハンテープで貼り付けてください。また、両面テープは使用しないでください。

(検査を依頼したい水が2件以上になる場合、備考欄にそれぞれ採水場所も記入のこと。)

## ★ 手数料

水を持参した時に、岩手県収入証紙(合庁1階売店、2階(一社)食品衛生協会などで販売)で納めてください。 化学検査(簡易検査):5,130円 細菌検査:3,340円 (合計 8,470円)

## ★ 申し込みと検査結果について

飲用水検査依頼票に予め必要事項を記入しておいてください。検査依頼時に、依頼票・採水瓶・手数料をお持ちください。検査結果は検査成績書として郵送しますので、お手元に届くまで2週間程度かかります。

\*お問い合わせ 釜石保健所 環境衛生課 TEL 0193-27-5538

